

## 2027 コードとISの更新プロセス

### 第2草案主な変更点の概要 **国際試験規格**

#### エグゼクティブ・サマリー

利害関係者協議段階において提供された利害関係者のコメントの慎重な検討及び考慮、並びに第2草案作成段階におけるドーピング防止コミュニティとの広範な協議を経て、検査に関する国際基準起草チームは、現在進行中の2027年版コード及びIS更新プロセスの一環として、2027年検査に関する国際基準（IST）の第2草案において更なる重要な変更を提案した。

この文書の目的は、2027年ISTの第2草案で提案された主な変更点を要約することであり、その主な変更点は、2027年第1草案でISTの提案され、対応する第1草案の「主な変更点の要約」で要約されたものを基礎としている。

2027年ISTの第2草案における新たな変更点は、第1草案で示された変更点から派生したものであり、それを基礎としたものでもない場合、それに応じて「新規追加」と記されることに留意されたい。特にこの点に関して、IST起草チームは、この第2草案に盛り込まれた以下の新たな変更点に関係者の注意を喚起したい：

- ドーピング防止機関（ADO）は、検体を検査機関に送付する前に、検体を分析し、及び／又は関連するサービスを提供するための検査機関との調整を行うものとする。検査機関（TA）及び／又は結果管理機関（RMA）は、検体検査施設との積極的なコミュニケーションを維持し、検体検査施設に関する国際基準（ISL）に記載された定められた期間内に検体検査施設からの要請に対応するものとする；
- 未成年者である競技者又は視覚若しくは知的障害を伴う競技者については、競技者の代理人が、競技者が検査を受ける場所に物理的に立ち会うことができない場合、競技者の携帯電話を通じて仮想的に接続し、検体採取セッション（SCS）に参加する選択肢がある；及び
- WADAの人権上級独立専門家との協議を経て、アスリートの人権を尊重するように調整された。

さらに、IST起草チームは、第2草案作成段階における利害関係者のコメント及びドーピング防止団体との協議の検討から生じた、その他の重要な進展についても言及したい：

- 検査対象者登録リスト（RTP）上の競技者について、トレーニング場所及び一般的な時間枠を毎日提出するという居場所に関する必須の要請が削除された。競技者は、トレーニング場所及び／又は当該四半期中に競技者が検査のために居場所となり得るその他の代替的な場所を提出することができるようになった。当該提出は任意であり、変更された場合であっても、競技者による更新は要しない。必須とされる居場所に関する要請は、60分の時間枠及び場所、夜間の住所、並びに移動を含む競技会／イベントの詳細のままである；

- IST の第 1 草案では、ADO に対する競技者パスポート管理ユニット (APMU) 要請の義務化が提案されていたが、IST の第 2 草案では、3 つの 카테고리を含む優先 APMU 勧告に言及している：
  - a) フォローアップ・ターゲットテスト、b) 更なる分析、又は c) 長期保管。APMU との協議の後、ADO が APMU の勧告を実施しない場合、ADO はその理由を ADAMS に文書化することが必須である。
- ADO が、競技者が指名された 60 分の時間枠の前後 1 時間において、RTP 競技者の 60 分の時間枠外での検査を試みることに関する要請の削除；及び
- 競技者のスポーツ上の性別がスポーツ規則において特定されていない場合の 절차를 IST 草案内の適用可能な領域に含めること、及び IST の第 1 草案において提案されていた付属文書 L を削除すること。

IST 原案作成、いくつかの新たな IST 要件が ADAMS の大幅な機能強化を必要とすることを認識している。2025 年 12 月の承認後、IST 策定チーム、[ADAMS 検査作業部会](#)及び WADA は、2027 年 1 月までに ADAMS の機能強化が実施されるよう取り組む。

以下のセクションでは、2027年ISTの第2草案における変更点を項目ごとに簡潔にまとめる。

---

---

## 第3条：用語の定義

### 第1稿からの変更点

第3.1条には、定義された用語「登録検査プール」及び「検査プール」（現在、本規程の付録1に記載されている定義用語である）に関する若干の改訂が含まれる。第3.6条には、「試みの不成功報告」及び「居場所プール」という用語の定義に対する若干の改訂が含まれる。

ISTは、文書のサイズを小さくするため、アンチ・ドーピングのコミュニティで広く使用されている以下の定義された用語の略語を含めることとした：

コードから

有害分析所見 (AAF) ドーピング防止機関

(ADO) 競技者生物学的パスポート (

ABP) 非定型所見 (ATF)

イン・コンペティション (IC)

ISTより

ドーピング・コントロール・ステーション

(DCS) 検体採取機関(SCA) 検体採取要員

(SCP) 検体採取セッション(SCS)

主要イベント団体 (MEO)

国内ドーピング防止機関 (NADO) 競技外 (OOC)

登録検査プール (RTP) 検査プール (TP) :

試験配分計画 (TDP) 試験機関 (

TA)

不成功報告 (UAR)

ISRMより：

リザルト・マネジメント・オーソリティ (RMA)

## 第4.2条 リスクアセスメント

### 新規追加

WADA の人権に関する上級独立専門家からのフィードバックを受け、本条は、関連するスポーツ（及び／又はスポーツの中の種目）の身体的及びその他の要求を考慮する際に、ADO は、障害を伴う競技者のスポーツ（及び／又は種目）におけるリスクも考慮すべきであることを示す。

---

## 第4.5条：異なる種類の検査と検体分析の間の優先順位付け

### 第1稿からの変更点

主要な競技大会」は、WADA 規程において定義された用語である「国際競技大会」に置き換えられる。また、本条は、スポーツのパフォーマンスの履歴及びパフォーマンスのパターン、並びに疑わしい居場所のパターン及び変化に関して、どの競技者が特定対象検査の対象となるかを決定するための個別の要素に関する明瞭化を促す。

---

## 第4.6条異なる種類の検査と検体採取の間の優先順位付け

### 第1稿からの変更点

この条文では、「血液」の採取を「静脈穿刺による全血」の採取と「毛細血管血」の採取に分けている。

- 全血の採取は、EDTAチューブで採取された場合、全血の分析につながる。全血の分析には、ABPの血液学モジュール、同種輸血（HBT）、DNA分析、遺伝子ドーピング検査などが含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 全血を血清チューブまたはEDTAチューブで採取した場合、血清または血漿を分析することができる。
  - 血清の分析には、ヒト成長ホルモン（GH）、ABPの内分泌モジュール、ABPのステロイドモジュールの血液マーカー、ステロイドエステル、エリスロポエチン受容体作動薬（ERA）、ヘモグロビンベースの酸素運搬体（HBOC）などが含まれるが、これらに限定されない。
  - 血漿の分析には、ERA、ステロイドエステル、インスリン、HBOCの検査が含まれるが、これらに限定されるものではない。
- 毛細血管の血液分析には、乾燥血液斑（DBS）の分析が含まれるが、これに限定されない。
- ISTから "venous" という用語が削除された。

---

## 第4.7条：テスト配信計画

### 第1稿からの変更点

ADO に対し、資格を有する又は有する可能性のある競技者を監視し、事前に検査を実施するという要請は、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に焦点を当てたものである。オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会以外の国際競技大会においては、これらの原則に従うことがベストプラクティスであると考えられる。

## 第4.8条：サンプル分析

### 新規追加

本条は、ADO が、検体を試験所に送付する前に、検体を分析し、及び／又は関連サービスを提供するための試験所との取り決めを行うという要請を含む。また、第 4.8.1 条の既存の文章を補完するために、検査機関は、非異型所見（ATF）又は有害分析所見（AAF）として報告されない非禁止物質又は方法、研究、又は品質保証のために、検体の追加分析を実施することができることが明確にされる。

新しい第 4.8.2 条は、TA 及び／又は RMA が検査施設との積極的なコミュニケーションを維持し、ISL に含まれるように確立された期限内に検査施設からの要請に応えなければならない状況を強調している。また、TA 及び／又は RMA がこれらの状況について試験所にタイムリーなフィードバックを提供しなかった場合、（試験所に該当する場合）検体を「未分析」として報告するか、TA の費用負担で必要な分析を実施することになる可能性があることに留意されたい。また、試験所の要請に応じなかったとして、TA に遵守措置が提起されることもある。

オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、競技者が参加資格を得ているか、又は参加する可能性がある最初の競技会前 20 日以内に競技者から採取された検体の分析を優先するとの要請に関して、本条は、ADO に対して、検体採取が行われた日から 5 日以内に、これらの検体に関するドーピング・コントロール用書式を ADAMS に入力するとの追加要請を含む。

---

## 第4.9条：試料の保持と更なる分析

### 第1稿からの変更点

利害関係者からのフィードバックを受け、本条項は、検体を長期保管する APMU の勧告に同意しない場合、ADO に柔軟性を提供することとなった。しかしながら、ADO と APMU との協議の結果、検体が保管されないことに合意した場合、ADO は、検体を保管しない理由を ADAMS に記録するものとする。

検体の長期保存又は継続検討する際に ADO が評価しなければならない状況の中に、競技者のパフォーマンスが新たに追加された。

ADO が検体を長期保管に付し、10 年間の保管期間の満了前に、更なる分析を実施することなく検体の廃棄を決定する場合、ADO は ADAMS に検体を廃棄する理由を記録することが要求される。

最後に、ADO は、検査機関と別段の合意がない限り、ISL に定められている最低必要保存期間を超える検体の長期保存に関連する費用について責任を負うことが強調される。

---

## 第4.10条：競技者の居場所に関する要請

### 初稿からの変更点

本条は、RTP の競技者について年間最低 3 回の OOC 検査、及び TP の競技者について年間最低 1 回の OOC 実施される予定であることを示すものである。

利害関係者からのフィードバックを受け、本条は、今後、RTP 及び TP 競技者に対し、四半 期中に競技者が検査のために所在する可能性のあるトレーニング及び／又はその他の代替 的な場所／複数を提供することについての非強制的要請を含むものとする。この情報は、変更された場合であっても、競技者による更新を要しない。

#### **RTPアスリートの条件**

RTP に含めるための基準、及び競技者が RTP から除外された理由は、ADO により、ADAMS 又はその他の安全な方法において文書化されるものとする。該当する場合、競技者の RTP への含まれるための当該基準は、要請に応じて WADA に提供されることが要求される。WADA は、WADA のコンプライアンス・モニタリング・プログラムにおいて、RTP に含まれる競技者リストのみならず、当該基準のレビューを実施し、ADO に対し、RTP の基準を調整するか、又は特定の競技者を RTP に含めることを要求する是正措置を公表することができる。さらに、競技者に対する RTP からの除外の概要を示す書面による通知において、ADO が当該通知に含まなければならない多くの要請が列挙されている。

RTP 競技者に対し、60 分の時間枠が終了する 5 分前に電話がかけられた場合、DCO は、競技者が電話に出てから対面通知が発生するまでの時間を記録するものとする。当該検査は、事前通告として ADAMS に記録されるものとし、さらに、60 分の時間枠の最後の 5 分間に電話があった旨の表示がなされるものとする。

60 分の時間枠の範囲外で競技者の検査を試み、当該試みが失敗した場合、DCO は、当該試みが行われたことを記録するため、UAR を提出するものとする。

利害関係者からの更なるフィードバックを受け、ADO が RTP 競技者に対して、当該競技者が指名された 60 分の時間枠の前後 1 時間の 60 分の時間枠外で検査を試みることにする要請が削除された。

#### **TPアスリートの条件**

DCO による OOC 検体採取の試みが失敗した場合、当該 DCO は、試みが行われたことを記録するため、UAR の提出を要求されるものとする。

#### **一般プール**

一般検査対象者リスト」のセクションは削除され、ADO には、ADO のリスク 評価により決定される居場所情報リストへの登録基準を満たさない競技者に対して OOC 検査を実施する柔軟性が与えられる。

#### **国内連盟の責務**

国内競技連盟は、国内ドーピング防止プログラムの実施を支援するため、競技会日程表、国内競技会の競技者参加者リスト、国内チームの構成、国内チームのトレーニング日程等を提供することにより、NADO を支援することが奨励される。

#### **4.10.6.2 d) ステークホルダーのフィードバックに対する明確化**

居場所情報プールに参加する競技者が、検査中の競技者識別を支援するために、居場所情報提出の一部として、パスポート形式の写真を提出することについての 要請の提案は、WADA のプライバシー及びデータ保護の責任者と協議された。当該写真を提出するための手続は、ADAMS 居場所情報プラットフォームに統合され、かつ、競技者にとって使い勝手のよいオンラインソフトウェアモジュールを介して行われることが想定されている。写真は、2 年間有効であり、かつ、競技者の居場所情報提出期間中、（必要な 場合には）四半期毎にのみ更新することができるものとする。

## 第5.2条：選出された競技者に対する通知及び監視

### 新規追加

本条は、「オープン」又は男女混合スポーツカテゴリーを含み、かつ、競技者が競技するスポーツの性別が適用されるスポーツ規則において特定されていない競技会において検体採取を実施する予定のSCAに対するガイダンスを含むものとなった。特に、SCAは、最低限、男女のDCOを当該競技大会に任命すべきである。

---

## 第5.3.2条現在許可されている用途以外のアスリートへの電話

### 第1稿からの変更点

競技者と連絡を取るための電話の使用が、現在認められている唯一の使用方法（すなわち、RTP競技者の60分の時間枠の最後の5分間）以外で許可される例外的な状況を要約するために、新しい条文（以前はコメントの中にあった）が起草された。

ただし、3つの例外的な状況が示された場合、電話による連絡がされる前に、DCOは、まず、競技者が所在する可能性のある全ての場所（当日の居場所情報提出に示された場所、検査ミッション中にDCOが入手した場所、又はアンチ・ドーピング・インテリジェンスを通じて入手した場所）を訪問するものとする。関係者からのフィードバックを受け、DCOが全ての場所を訪問することが論理的に不可能である場合には、DCOは、利用可能であり、かつ、可能性のある訪問するものとするのが明確化された。また、上記の要件が適用されない例外的な状況が2つ挙げられている。

最後に、DCOは、競技者が通話に応答した時点から直接の通告が発生した時点までの期間を記録することを求められるものとする。

---

## 第5.3.6条（ISTの最初の草案では第5.3.3条）：検体採取要員の身分証明要件

### 第1稿からの変更点

利害関係者からのフィードバックを受け、本条は、SCP認定バッジと身分証明書の両方が電子フォーマットで提示できることを明確にしました。また、国際競技大会での業務に任命されたSCPが、SCPの写真と氏名を含む公式競技大会写真認定証を発行され、かかる認定証が国際競技連盟または国際競技大会主催者によって発行された場合、これが身分証明書として十分であることが明確にされた。

---

## 第5.3.7条（ISTの第1草案では第5.3.4条）：分析用検体を提供するために抽出された競技者に対する本人確認の要請

### 第1稿からの変更点

本条は再編された。第三者が利用可能であり、かつ、競技者の同一性を確認することができる場合、当該第三者の役割及び政府発行の写真付き身分証明書の種類の詳細が、DCOにより文書化されるものとする。

国際競技大会中に検査が実施される場合、国際競技連盟又は国際競技大会主催者により発行された、競技者の写真及び氏名を含む競技大会公式写真認定証が、身分証明書として十分である。

#### 第5.4.1条競技者に対する通告の要件

##### 新規追加

WADAの人権上級独立専門家との協議を経て、本条は、検査対象となる競技者がSCSを実施するSCPの言語を話さないことが判明している場合、TA/SCAは、競技者が自己の権利及び責任並びにSCS中の必要な手続を理解することを支援するための通訳システム及び／又はツールを整備すべきであることを強調する。

---

#### 第5.4.4条DCSへの遅延報告またはDCSからの一時的な離脱のために許可される活動

##### 新規追加

利害関係者からのフィードバックを受け、DCSへの報告遅延またはDCSからの一時的な退出のために許可される行為に関するコメントが追加された。特に、シャワーは、健康上及び安全上の懸念がある場合、又は尿検体が採取されない場合を除き、DCSへの遅延又はDCSからの一時的な離脱の理由として許可／認められてはならない。また、氷浴は、競技者のウォームダウンの一環としての活動とみなされるため、許可されることが明確にされた。

---

#### 第6.3.4条試料採取機器

##### 初稿からの変更点

利害関係者からのフィードバックを受け、試料採取装置は、試料が装置内に密封されてから最低10年間、その機能を維持するものと規定された。

本条項はまた、WADAの[DBS技術作業部会](#)から提供されたフィードバックに従い、DBS検体採取機器に関する更なる改訂基準も含んでいる。DBS検体採取器具に関する改訂基準は、付属文書J-乾燥血液点検体の採取、保管及び輸送（下記参照）にも含まれる。

---

#### 第7.4.5条：検体採取セッション中に記録される情報

##### 初稿からの変更点

本条は、競技者のスポーツ上の性別が当該スポーツの適用される規則において男女として特定されていない場合、DCOは、SCSの間、ドーピング・コントロールの文書上、スポーツ上の性別を「特定不能」として記録しなければならないことを明確にした。

WADAの[DBSテクニカルワーキンググループ](#)からの更なるフィードバックを受けDBS検体の採取時に記録される情報には、吸収性支持体の種類（すなわち、未処理のセルローズカード又は合成ポリマー）及び吸収性支持体の機器製造業者への言及が含まれるようになった。

## 第9条：試料の輸送および書類

### 初稿からの変更点

利害関係者からのフィードバックに従い、また、WADA のコンプライアンスモニタリング活動から得た知識と経験に基づき、本条項は、a) TA に送付される SCS 文書（遅くとも 5 日以内）、b) 尿及び DBS 検体の検査機関への輸送（遅くとも 5 日以内）、及び c) 全血検体の輸送（依頼された分析の種類に依存する時間枠）のための具体的な時間枠を強調している。また、本条は、SCS に関連する検査施設文書が事前に、または検体と共に検査施設に到着するが、追加分析または追加分析に関する指示は、検体および文書原本が検査施設に到着した後に検査施設に提供することができることを示している。

加えて、SCS中に採取された尿及び全血検体（及び関連文書）の輸送要件、並びに輸送温度の逸脱に伴うTAへの指示は、より明確で参照しやすいように、検体採取のためのガイドラインから本条に移された。

最後に、新しい条文では、以前は他の条文に含まれていた、ADAMSに入力されるドーピング・コントロール・フォームの期限についてまとめている。

---

## 第10条：サンプルの所有権

### 新規追加

本条は、今後、新たな目的小条文（すなわち、競技者から採取された検体の所有権の確認）を含み、検体の所有権の移転を要請する ADO が、当該要請の時点から当該検体に関連する全ての費用について責任を負うことを明確にする。

---

## 第 11 条：競技者バイオリジカルパスポート（ABP）の強化

### 初稿からの変更点

この条文には、疑わしい競技者及び検体を特定し、既存の検体の追加分析又は追加検体の採取を含む更なる追跡調査を行うためのツールとして、ABP の最適な利用を確保することを目的とする新たな目的小項目が含まれている。

初稿からの主な変更点は以下の通り：

- i. 競技者のパスポートが競技者の関連する全ての検体を含むことを確実にするため、パスポート管理者、APMU 及び WADA は、各競技者が 1 つの ADAMS 識別番号（ADAMS ID）のみを有することを確実にするために協力するべきである。
- ii. 旅券の保管者は、適切な調整及び資源の効果的な使用を確実にするために、ADAMS を介した APMU の勧告を含む関連する旅券情報を、競技者について検査の管轄を共有する他の ADO と共有するものとする。競技者が MEO によって初めて検査される場合、パスポートの保管は当該 NADO に帰属し、NADO が異なるスポーツ国籍を有する競技者に対して初めて検査を行う場合、パスポートの保管は当該スポーツ国籍を有する NADO に帰属する。
- iii. IST の第 1 草案では、ADO への APMU 要請の義務化が提案されていたが、第 2 草案では、次の 3 つのカテゴリーを含む優先的 APMU 勧告に言及している：a) タガート試験のフォローアップ、b) さらなる分析、c) 長期保管。ADO が APMU 勧告を実施しない場合、ADO はその理由を ADAMS に記録しなければならない。

## 付属文書A: 身体障害を持つ競技者に対する変更点

### 新規追加

本付属文書において、視覚又は知的障害を伴う競技者にとって、全ての競技会外の検査において、SCSの実施期間中、競技者代表の同席が可能である可能性が最も高い場所が望ましいことを強調するために、新たなコメントが追加された。加えて、視覚又は知的障害を有する競技者の競技者代表が、当該競技者が検査を受ける場所に物理的に立ち会うことができない場合、競技者の携帯電話を通じてバーチャルに接続し、SCSに参加する選択肢がある。

知的障害を有する競技者の場合、TAは、その代理人から検査への同意を得るか否かを決定し、SCA及びSCPに通知するものとする、というコメントが削除された。WADA規程において概説されているように、ドーピング防止規則は、競技規則と同様、スポーツが行われる条件を規定するスポーツ規則である。競技者は、スポーツへの参加又は関与の条件として本規則を受諾し、本規則に拘束される。

---

## 付属文書B: 未成年者である競技者に対する変更点

### ステークホルダーからのフィードバックに対する明確化

利害関係者の意見を受け、起草チームは、未成年者の検査における親権者の同意の要件に関連する文言が削除されたのは、WADA規程に概説されているとおり、ドーピング防止規則は、競技規則と同様、スポーツが行われる条件を規定するスポーツ規則であることに由来することを明確にしたい。競技者は、スポーツへの参加又は関与の条件としてこれらの規則を受け入れ、これらの規則に拘束さ

### 初稿からの変更点

未成年者競技者の競技者代表が、当該未成年者競技者が検査を受ける場所に物理的に立ち会うことができない場合、競技者の携帯電話を通じて仮想的に接続し、SCSに参加する選択肢がある。

---

## 付属文書C: 尿サンプルの採取

### 新規追加

本付属文書には、適用されるスポーツ規則において競技者のスポーツ上の性別が特定されていない「オープン」又は男女混合カテゴリーにおいて従うべき手続に関する明確化が含まれる。DCSに到着した時点で、競技者はスポーツの性別を申告するよう要請されることが提案される（競技者がそれを認識している場合）。競技者が自己のスポーツの性別を認識していない場合、競技者は、自己の検体の通過に立ち会うSCPの希望する性別（男性又は女性）を申告するよう求められる。

---

## 付属文書D: 全血検体の採取

### 第1稿からの変更点

利害関係者からのフィードバックを受け、全血検体の採取前に60分間待機することという競技者に対する要請は、現在、血清チューブにおいて採取された全ての全血検体を対象として拡大されている。DCOは、競技者が以下の時間前に何らかの身体いたか否かを記録するものとする

検体採取が行われた場合、競技者が検体採取の要求された 60 待機したことを、検査機関に送付される書類に記録すること。

付属文書には、以前は付属文書 I-ABP のための全血検体の採取、保管及び輸送に含まれていた全血検体の保管及び輸送に関する条文も含まれている。

---

## 付録F: 尿 サンプル その しない ない尿検体 分析に適した比重の要件を満たさない尿検体

### 新規追加

WADA 競技者委員会の要請を受け、本付属書には「比重」という用語を明確化するコメントが追加された。

---

## 付属文書G: 検体採取要員の要件

### 初稿からの変更点

本付属文書には、BCO 及び DCO が DBS サンプルを収集する際に適用される研修が含まれる。ADO は、SCP の利益相反を監視するだけでなく、文書化することも求められる。

シャペロンの研修に関しては、シャペロンの役割の重要性及び行動規範を含む強化された研修要件を網羅する理論的及び実践的な研修の両方から構成される。ボランティアのシャペロン、特に、競技大会のために使用され、競技大会主催者によって提供されるシャペロンに関しては、付属文書には、その使用、識別、および認定に関する強化された要件が含まれている。

---

## 付属文書H: 検体採取要員の要件

### 新規追加

利害関係者からのフィードバックを受け、付属文書 H は、ADO が競技会開始の遅くとも 35 日前までに検査要請を競技会の裁定機関に送付するという要請は維持されるものの、アンチ・ドーピング・インテリジェンスが競技会期間中に特定の競技者に対する特定対象検査を要請する場合には、35 日の期間内に要請を裁定機関に送付することができることを明確にした。

---

## 付属書 I: ABP のための全血検体の採取、保管および輸送

### 初稿からの変更点

この付属書は、全血検体が採取された場合の ABP の全モジュール（血液学的、ステロイド内分泌の血液マーカー）に対する要求事項を含むように改訂された。全ての種類の全血検体の採取、保管及び輸送に言及しているいくつかの条項は、付属書 D-全血検体の採取に移されました。

ABP の血液学的モジュールのために全血検体を採取する際に競技者が問われる必須の質問に関しては、将来の変更に対してより柔軟性を持たせるために、これらの質問を付属文書 I から ABP 運用ガイドラインに移すことが提案される。

また、付属文書Iに新たな文言が追加され、ADO は、SCS に続いて、ABP の血液学モジュールの必須質問に対する競技者の回答について、更なる情報を入手し、又は明確にすることができることが明確にれた。

---

## 付属文書J: DBS検体の収集、保管および輸送

### 第1稿からの変更点

付属文書 J は、全血検体と共に又は分離して採取された DBS 検体は、分析に供されなければならない、長期保存又は後日の分析のために採取することはできないことを明確にする。さらに、TA が DBS 検体を分離して採取することを決定した場合、当該 TA は WADA に対して根拠を示すことができるものとする。DBS 検体が同一の SCS において尿検体と共に採取される場合、TA は検査機関に対し、DBS 検体を直接保管するよう事前に要請することができる。

また、付属文書Jには、WADAの[DBS技術作業部会](#)が推奨するDBS検体採取機器の要件に関する更なる明確化も含まれている。

---

## 付属文書L: トランスジェンダーおよび性別に多様性のある競技者およびサンプル収集の手順

### 削除

利害関係者のコメントを検討し、本附属書の追加案に関してドーピング防止コミュニティと協議した結果、IST起草チームは、本附属書の追加を削除し、ISTの他の既存の条文／附属書に関連する箇所を追加することを決定した。